

安全運転で 自転車事故を無くそう!

自転車は誰でも気軽に乗ることができるとも便利なものですが、ルールを守らず運転すると大きな事故に繋がります。交通ルールと事故防止対策を確認して安全運転を心がけ、地域全体で交通事故「0」を目指しましょう。

確認! ~ 自転車安全利用五原則 ~

車道は左側を走行

自転車が車道を通行するときは、自動車と同じです。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行(逆行)する場合も同じです。

自転車は車道が原則、歩道は例外

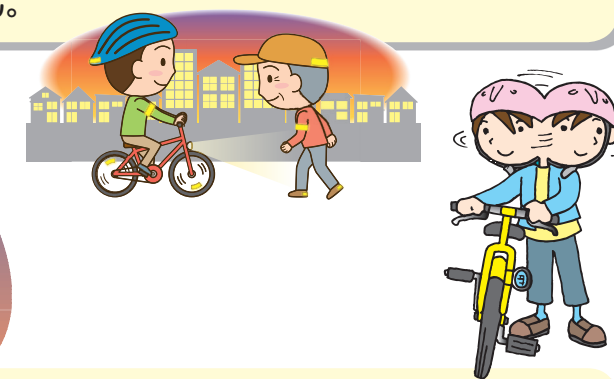
道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。ただし、普通自転車歩道通行可標識等がある時や、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者は自転車で歩道を走行することができます。

普通自転車歩道通行可▶



歩道は歩行者優先

自転車が歩道を通行する場合は、車道側の部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。



ルールを必ず守る

飲酒運転、二人乗り、並進など、危険な運転は禁止されており、夜間の運転はライトを点灯しなければなりません。また、信号無視や一時停止のある標識のある場所での一時不停止は違反になるになるので必ず守り、周囲の安全を確認してから走行しましょう。

子どもはヘルメットを着用

自転車を運転する児童の保護者は、児童にヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。成長過程の子どもは体の重心位置も不安定で、転倒した時、頭部に重大なダメージを受けることがあります。子ども自身が自転車に乗るときはもちろん、幼児を幼児用シートに乗せる時も、幼児用ヘルメットの着用をお願いします。

※警視庁HP参考

■事故を防ぐためにできること

●夜間の運転は特に注意する

自動車の運転手からは、歩行者・自転車は想像以上に見えていません。自分の存在を認識してもらうために、反射材用品などを着用しましょう。

●自転車の点検・整備をする

自転車の不具合などを放置したままの運転は非常に危険です。異常が見られたら、必ず点検・整備をしましょう。自分でできない時は整備店などをお願いしましょう。

■事故を起こしてしまう前にできること

●自転車保険(共済)への加入

近年、自転車事故による高額賠償事例が増えており、全国で自転車保険(共済)の義務化が進んでいます。事故は少しの不注意で起こる可能性があり、誰でも気軽に利用できる自転車だからこそ、万が一に備える必要があります。

令和3年1月始期日契約より、賠償責任保障が
自動車共済に付けられるようになりました!



新登場

JAの自動車共済 日常生活賠償責任特約

例えば... 自転車で歩行者にぶつかってしまった時

自転車で歩行者にぶつかってしまった時

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩行していた女性(62歳)と正面衝突。女性は頭がい骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所2013年7月4日判決)

損害賠償額 9,521万円

※出典:日本損害保険協会ホームページ
※判決において支払いを命じられた金額(概算額)であり、加害者が実際に支払う金額とは異なる場合があります。



その他にも、日常生活で起こる賠償事故は意外と身近です。

こんな時も!



お買い物中にお店の商品を壊してしまった



子どもが他人の物を壊してしまった



ペットが他人にケガをさせてしまった

※住宅以外の不動産の所有、使用または管理による事故を除きます。

お問い合わせは最寄りの支店窓口へ

